

公益財団法人滋賀県スポーツ協会催し物に伴う物品販売等取扱要領

(目 的)

第1条 この要領は、公益財団法人滋賀県スポーツ協会（以下「協会」という。）が管理する事業所における催し物に伴う物品販売等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(販売申請)

第2条 催し物に伴い物品を販売しようとする者（以下「販売者」という。）は、事前に「物品販売申請書」（別紙様式1）を催しを開催する事業所の長（以下「事業所長」という。）に提出し、承認を受けなければならない。

(許可基準等)

第3条 前条に定める申請の内容が、次のいずれかに該当する場合またはその恐れがある場合は、販売等を承認しない。

- (1) 危険物（爆発物および刃物等）
- (2) 事業所運営に支障を与えるもの
- (3) 公の秩序または善良な風俗に反するもの
- (4) その他事業所長が不相当と認めたもの

(販売場所)

第4条 販売等は、事業所長が指定した場所で行うものとする。

(販売手数料)

第5条 販売者は、催し物終了後直ちに、販売実績を「物品販売実績報告書」（別記様式2）により事業所長に提出するとともに、販売代金の10%を販売手数料として、事業所長に納付しなければならない。ただし、事業所長が特別な理由があると認めたときは販売手数料を変更することができる。

(その他)

第6条 この要領に定めがない事項については、公益財団法人滋賀県スポーツ協会会長が別に定める。

付 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。